

生活協同組合コープおきなわ及び農業生産法人あらぐさに対する 再生利用事業計画認定書の伝達式の開催について

生活協同組合コープおきなわ及び農業生産法人有限会社あらぐさは共同して、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)第 19 条に基づく、再生利用事業計画を作成し、本年 2 月 16 日に農林水産大臣、環境大臣から認定を受けました。

3 月 8 日に沖縄総合事務局において、生活協同組合コープおきなわ及び農業生産法人有限会社あらぐさに対する同認定書の伝達式を行いますのでお知らせします。

(参考)再生利用事業計画認定制度

食品リサイクル法に基づいて、食品廃棄物の計画的な再生利用を促進するために設けられた制度で、食品事業者と再生利用事業者、農業者等が連携して、食品関連事業者が排出する廃棄物を原料に肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う再生利用計画を作成し、農林水産大臣、環境大臣の認定を受けることが出来る。

なお、本制度で同計画の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法の収集運搬業(一般廃棄物)の許可が不要となる特例等がある。

1 再生利用事業計画認定事業者

生活協同組合コープおきなわ及び農業生産法人有限会社あらぐさ

2 伝達式

日時:平成 30 年 3 月 8 日(木) 10:00~10:30

場所:沖縄総合事務局 6 階 特別会議室

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階)

3 取材について

伝達式終了後は、報道関係者の方々による取材が可能です。記者席を設けますので、事前に御連絡いただきますようお願いいたします。

(参考)

農林水産省HP(食品リサイクルの推進 3(1)計画認定一覧表)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html

お問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 食料産業課

担当者:比嘉、花城

TEL:098-866-1673、FAX:098-860-1179

コープおきなわ、農業生産法人あらぐさによる再生利用事業計画

コープおきなわ、農業生産法人あらぐさによる再生利用事業計画では、コープ店舗から排出される食品循環資源を肥料の原材料として利用し、製造した肥料を使用して生産した農産物をコープ店舗で販売しています。

食品関連事業者



食品関連事業者
生活協同組合コープおきなわ

生産した農産物は、
コープおきなわが購入し、販売
(生産量：131 t / 年、
利用量：72 t / 年)

収集運搬業者
農業生産法人有限会社あらぐさ

一般廃棄物

沖縄県内のコープ店舗が
排出した食品循環資源
(発生量：200 t / 年)

農林漁業者等



農林漁業者
農業生産法人有限会社あらぐさ

農業生産法人有限会社あらぐさは、食品循環資源を利用し、肥料を製造し、利用
(肥料の製造・利用量
乾燥肥料 18t / 年、
液体肥料 112t / 年)

再生利用事業者



再生利用事業者
農業生産法人有限会社あらぐさ